

『R2年度税制改正大綱(13) 国外財産調書制度等見直し』

納税環境整備の面では、国外財産調書制度等の見直しも注目される。○相続国外財産に係る国外財産調書への記載時期が後ろ倒しされ、当該財産は相続開始年分の国外財産調書の提出義務の判定からも除外される。○過少申告加算税等の加重措置の適用対象に、相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合を追加。相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく、期限内に国外財産調書の提出がない場合、相続国外財産に関する記載がない場合は加重措置を適用しない。○過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書について「被相続人の相続開始年の前年分」「相続人の相続開始年分」「相続人の相続開始年の翌年分」のうち、いずれかに相続国外財産の記載がある場合は軽減措置が、上記の全てで記載がない場合は加重措置が、それぞれ適用される。○国税庁の職員等から求められた、国外財産に関する書類の提示をしなかった場合の加算税について、軽減措置は10%（軽減なし）、加重措置は20%（10%加算）とする。

その他では、利子税及び還付加算金等の割合が見直された。相続税・贈与税にかかるもの以外の利子税、納税猶予等を受けた場合の延滞税、還付加算金が、平均貸付割合+年0.5%に引き下げられる。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



『申告期限等を4月16日まで延長 消費税増税分が年間を通して影響』

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税等の申告期限・納付期限を4月16日まで延長することを決めた。申告期限等の延長に伴い、振替納税の振替日についても、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)に延長されたが、国税庁では、その他の申告・納付等の期限を延長する主な手続きを公表して周知を図っている。具体的には、各税目の更正の請求を始め、所得税関係では、「所得税の青色申告承認申請」や「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求」、「所得税の減価償却資産の償却方法の届出」などがある。また、贈与税関係では「相続時精算課税選択届出」があり、その他の手続きでは、その年の12月31日において、その価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する者が、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載して、その年の翌年の3月15日までに提出する「国外財産調書」や、「財産債務調書」についても、提出期限が4月16日までとされた。国税庁では、期限延長の対象となる手続きかどうか不明な場合は、最寄りの税務署に問い合わせるよう呼びかけている。なお、住民税については、その対応は各自治体の裁量に任せられており、現時点では、4月16日まで延長することを明らかにしたところもあれば、明確でないところもあり、問い合わせが必要だろう。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com